

身体拘束最小化に向けた取り組み

～患者さんの尊厳と人権を守るために～



国民健康保険 久万高原町立病院では、身体拘束の最小化に取り組んでいます。

身体拘束は、患者さんの身体や心に大きな負担を与え、生活の自由や尊厳を損なうおそれがあります。当院では、身体拘束を原則として行わないことを基本とし、患者さん一人ひとりの状態や背景を多職種で考え、安全を確保しながら身体拘束を必要としないケアを目指します。

★ 身体拘束を「しない」ために

- 患者さんの行動や状態、その背景にある原因を丁寧にアセスメントします。
- 身体拘束を行う前に、他に方法がないか(代替手段)を検討します。
- 医師・看護師・リハビリスタッフなど、多職種で話し合います。
- 身体拘束を行う場合も、必要最小限・一時的なものとし、早期解除を目指します。
- 実施後も患者さんの状態を定期的に評価し、身体拘束の必要性を見直します。

「緊急やむを得ない」場合の3つの要件

身体拘束を行う場合は、次の3つすべてを満たすことが必要です。

- ① 切迫性: 患者さん本人または他の患者さん等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性: 身体拘束以外に、安全を確保するための方法がないこと。
- ③ 一時性: 身体拘束は一時的なものであり、できるだけ早く解除すること。

「必要だから続ける」のではなく、「どうすれば解除できるか」を常に考えます。

★ 私たちが大切にすること

患者さんを「行動」だけで判断するのではなく、なぜその行動が起きているのか？
困っていることは何なのか？身体拘束をしなくても安全に過ごせる方法はないか？
を、多職種で考えます。



患者さんの尊厳・人権・その人らしさを大切にしながら、安心して療養できる環境づくりを進めます。
身体拘束の最小化は、病院全体で取り組みます。

★ 身体的拘束実施率の推移

当院では取り組みの成果を客観的に評価する為、定期的の実施率を測定し公開しています。

期間(3月)	入院料算定日数(A)	身体的拘束実施日数(B)	実施率(B)÷(A)
令和8年6～8月	4200 日	20 日	0.4%